



市役所からのお知らせ

市役所からのお知らせをお伝えします。催し物などは、イベント情報に掲載しています。

- ▶市役所本庁舎 ☎0175-22-1111
- ▶川内庁舎 ☎0175-42-2111
- ▶大畑庁舎 ☎0175-34-2111

- ▶脇野沢庁舎 ☎0175-44-2111
- ▶お問合せメール info@city.mutsu.lg.jp
- ▶市ホームページ <http://www.city.mutsu.lg.jp>
- ▶市公式フェイスブック <https://www.facebook.com/mutsu.city>

2月1日現在人口・世帯数

※住民基本台帳による

人口	59,851人 (-93人)
むつ地区	47,028人 (-62人)
川内地区	4,091人 (-8人)
大畑地区	7,108人 (-18人)
脇野沢地区	1,624人 (-5人)
世帯数	29,288世帯 (-26世帯)

()内は前月比

災害時の避難情報 名称変更

災害時、市が発令する避難準備の名称が次のように変更されました。今回の名称変更は、昨年の台風10号による被災時の甚大な被害を重く受け止め、高齢者などが避難を開始する段階であることを明確にするため、変更したものです。

＜名称変更された避難情報＞

◆避難準備情報

↓避難準備・高齢者等避難開始

高齢者、障がい者、子どもがいる方など避難に時間を要する方とそれを支援する方は、避難を開始してください。

◆避難指示↓避難指示(緊急)

緊急に避難してください。

日頃から、避難場所はどこか、避難経路はどうするかなど避難行動について考えておきましょう。



各地区的避難場所はこちら
☎22-1111内線2132

お引越シーズン手続きお忘れなく

本庁舎市民課窓口延長・休日開庁

市役所本庁舎市民課での転入・転出・転居の取扱を延長して行います。

＜臨時延長期間＞

3月27日(月)～4月7日(金)の平日

午後5時15分～6時30分

＜臨時開庁日＞

3月26日(日)、4月1日(土)

午前8時30分～午後5時15分

※転入届は転入日以降、転居届は転居日以降に手続できます。窓口延長時間および休日の戸籍届出は、従来どおり直が取扱します。同じ世帯でない方が異動届をしたり住民票を請求する場合や、戸籍に同籍していない方が戸籍関係書類を請求する場合は、委任状が必要となる場合があります。

手続や個人番号カードまたは住基カードを使った転入届・転出届は通常時間内のみの取扱となります。

☎22-1111内線2412

市民課窓口サービス担当

知っていますか？

高額医療・介護合算制度

医療費と介護サービス費の1年間(8月1日～翌年7月31日)の各世帯での自己負担額が基準額を超える場合、申請するとその超えた金額が戻ります。(基準額は所得の区分により決定)

国民健康保険加入者には国保年金課から、後期高齢者医療保険加入者には後期高齢者医療広域連合からお知らせがあります。(転入転出等世帯に異動があった方にはお知らせできない場合があります。)

なお、社会保険や共済組合等加入者については、各健康保険にお問い合わせください。

＜国保について＞

☎22-1111内線2434

後期高齢者医療制度について

☎22-1111内線2445

国保年金課後期高齢者医療担当

むつ都市計画公園の変更

素案説明会開催

市では、新体育館の建設地、ウェルネスパーク、ウェルネスはらっぱるなど一帯のエリアについて都市公園としての指定を検討していることに伴い、都市計画変更に向けた原案作成のための素案説明会を開催します。また素案説明会後、素案へのご意見を募集します。



◆素案説明会

＜いつ＞3月15日(水)午後6時～

＜どこ＞市役所本庁舎大会議室A

◆ご意見募集

＜受付期間＞

3月16日(木)～4月17日(月)

☎22-1111内線2743

提出先 都市政策課都市計画担当

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

平成29年度 指定管理者決定

市では、民間の能力やノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上や経費の削減を図るため、市の施設について指定管理者制度を導入しています。平成29年4月からの次の施設について指定管理者が決定しました。

- ・むつ運動公園、むつ市釜山スキー場
- ・むつ市介護老人保健施設やげん
- ・むつ市マリンハウス脇野沢
- ・むつ市ふれあい温泉川内、むつ市湯野川温泉濃々園、むつ市野平高原交流センター、むつ市まちの駅かわうち
- ・むつ市下北自然の家

指定管理団体および指定期間の詳細は、市ホームページでご確認ください。ただろかお問い合わせください。

☎22-1111内線2122

総務課行革推進担当

税務課 夜間・休日窓口を開設

＜いつ＞3月25日(土)～31日(金)
(平日)午前8時30分～午後7時30分
(土日)午前8時30分～午後5時15分
＜開設場所＞税務課
※納税相談も随時行なっています。

◆市税など納め忘れはありませんか
平成28年度の市税(市県民税、固定資産税・都市計画税)や国民健康保険税および介護保険料(普通徴収分)の納期限は1月31日(火)でした。

各種相談日程

時 日時 場 場所 問 問合先・申込先

法律相談

時 3月24日(金) 12:30～ 問 市民連携課
場 市役所本庁舎市民相談室 ☎22-1111内線2154
予約受付は3月1日(水)午前8時30分開始。1人30分、定員6名(先着順)

法テラス法律相談

時 3月8日(水) 12:30～ 問 法テラス青森
場 市役所本庁舎市民相談室 ☎050-3383-5552
前日までの予約必要。1人30分、定員6名(先着順)

行政相談

時 3月21日(火) 10:00～15:00 問 市民連携課
場 市役所本庁舎市民相談室 ☎22-1111内線2154
行政が行う仕事についての各種相談を受けます。

人権相談

時 祝日を除く月・水・金曜日 10:00～17:00 問 青森地方方法務局むつ支局
場 下北合同庁舎2階相談室 ☎23-3202
家族間や近隣関係のこと、学校や職場内のことなどの相談を受けます。

教育相談

時 土・日・祝日を除く毎日9:00～16:00 問 相談専用電話
場 教育研修センター ☎22-0974
予約制です。中学生までの教育に関する相談を受けます。

消費生活相談

時 土・日・祝日を除く毎日8:30～17:15 問 むつ市消費生活センター
場 市役所本庁舎産業振興課内 ☎22-1353
消費者トラブルや悪質商法、多重債務の相談を受けます。

45歳未満の方の職業相談

時 土・日・祝日を除く毎日9:30～17:00 問 ジョブカフェあおもりサテライトスポットむつ
場 市役所本庁舎内サテライトスポットむつ ☎22-1146
予約制です。借金など家計の悩みについての相談を受けます。

暮らしとお金の安心相談会

時 第3水曜日 10:00～16:00 問 消費者信用生活協同組合青森相談センター
場 市役所本庁舎市民相談室 ☎017-752-6755
予約制です。借金など家計の悩みについての相談を受けます。

生活困窮者自立支援相談

時 土・日・祝日を除く毎日8:30～17:15 問 生活福祉課
場 市役所本庁舎生活福祉課 ☎22-1111内線2542
生活維持・仕事探し・将来のことなど相談員が相談を受けます。

健康なんでも相談

時 土・日・祝日を除く毎日8:30～17:15 問 健康推進課
場 市役所本庁舎健康推進課 ☎22-1111内線2574
保健師や栄養士が相談を受けます。

むつ市都市計画審議会委員募集

＜業務の内容＞

都市計画の決定および変更に関する事項の調査・審議

＜募集人員・任期＞

2人・委嘱された日から2年間

＜応募資格＞

市内に住所を有する満20歳以上で平日開催の会議に出席できる方(議員、公務員、すでに市の審議会等の委員に委嘱されている方を除く)

＜募集期間＞

2月27日(月)～3月31日(金)

午後5時必着

＜応募方法＞

申込書に、小論文「あなたが望むまち」(800字以内)を添えて、郵送・持参・メールのいずれかにより都市政策課までご提出ください。※申込書は、市ホームページ、都市政策課および各庁舎市民生活課で配布。申込書および小論文は返却しませんのでご了承ください。

☎22-1111内線2743

提出先 都市政策課都市計画担当

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

info@city.mutsu.lg.jp

toshisaisaku@city.mutsu.lg.jp